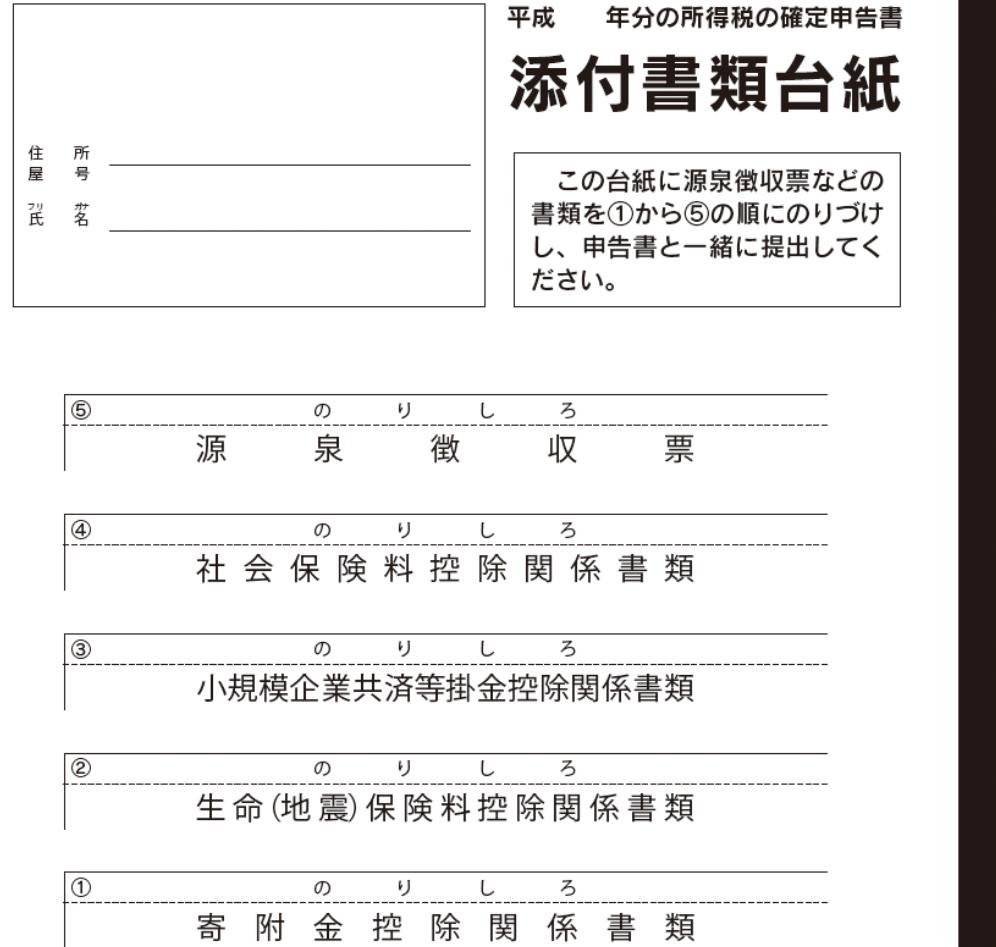
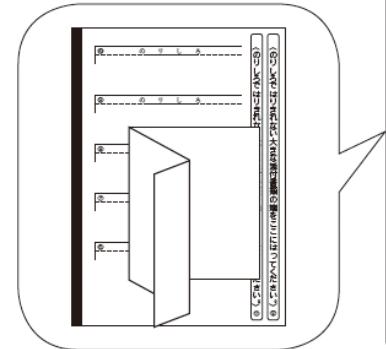


改	正	後	改	正	前
<p>個⑥107 添付書類台紙【表面】</p>  <p>平成 年分の所得税の確定申告書 <b>添付書類台紙</b></p> <p>この台紙に源泉徴収票などの書類を①から⑤の順にのりづけし、申告書と一緒に提出してください。</p> <p>⑤ のりしろ 源泉徴収票</p> <p>④ のりしろ 社会保険料控除関係書類</p> <p>③ のりしろ 小規模企業共済等掛金控除関係書類</p> <p>② のりしろ 生命(地震)保険料控除関係書類</p> <p>① のりしろ 寄附金控除関係書類</p> <p>※ 医療費控除の領収書等は、この台紙にははらずに、医療費の明細書(封筒)に入れて提出してください。</p> <p>※ ①から⑤以外の書類やのりしろではりきれない大きな添付書類は、この台紙の裏面にはってください。</p>			<p>個⑥107 添付書類台紙【表面】</p> <p>(新設)</p>		

改 正 後	改 正 前
<p>個⑥107 添付書類台紙【裏面】</p>  <p>⑩ のりしろ</p> <p>⑨ のりしろ</p> <p>⑧ のりしろ</p> <p>⑦ のりしろ</p> <p>⑥ のりしろ</p>  <p>のりしろではりきれない大きな添付書類の端をここにはつてください。&lt; のりしろではりきれない大きな添付書類の端をここにはつてください。&gt;</p> <p>⑪ ⑫</p>	<p>個⑥107 添付書類台紙【裏面】</p> <p>(新設)</p>

改 正	後	改 正	前
個⑥107 添付書類台紙【使用要領】	<p>添付書類台紙</p> <p>1 使用要領            この台紙は、確定申告書に添付することとなっている書類を添付する場合に使用する。            なお、この台紙のほか、適宜の用紙に添付して提出しても差し支えない。</p> <p>2 根拠法令            所得税法第120条、所得税法施行令262条ほか</p>	個⑥107 添付書類台紙【使用要領】 (新設)	